

適正化だより

令和8年4月

滋賀県トラック協会適正化事業課

- ① 令和8年4月1日施行 貨物自動車運送事業法改正について
- ② 2026年度 安全性評価事業申請案説明会を開催します！！
- ③ 運輸安全マネジメントセミナーを開催します！！

① <令和8年4月1日施行 貨物自動車運送事業法改正について>



●運送契約書面の交付義務・実運送体制管理簿の作成義務対象者の拡大

運送契約書面の相互交付、実運送体制管理簿の作成義務を負うのは元請である「一般貨物自動車運送事業者」ですが、今後は元請となる「貨物利用運送事業者」に対しても義務が課されます。

●委託次数の制限

トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務化されます。

●違法な「白トラ」に係る荷主等への是正指導

許可を受けずに有償で運送行為を行うトラック（白トラ）の「利用」を禁止（100万円以下の罰金）「荷主等」に対して是正指導を実施されます。

② <2026年度安全性評価事業申請案内説明会の開催について>



日時：令和8年5月15日（金）14時～

開催場所：滋賀県トラック総合会館4F 守山市木浜町2298-4

申込み方法：滋賀県トラック協会HP内の適正化事業ページ→研修会・セミナー情報から（受付中）

※個別説明もHP内で随時受付中です。

③ <運輸安全マネジメントにかかるセミナーの開催について>

日時：令和8年6月3日（水）13時～17時

開催場所：滋賀県トラック総合会館4F 守山市木浜町2298-4

申込み方法：滋賀県トラック協会HP内の適正化事業ページ→研修会・セミナー情報から（受付中）

滋賀県トラック協会

適正化だより

運転者を新たに雇い入れた場合の対応について

■ 運転記録証明書の取得 **要保存**

運転記録証明書を取得しましょう！

☆少なくとも過去 **3** 年間の記録

自動車安全運転センターから申請できます。

■ 健康診断の受診 **5年間保存**

雇い入れ時の健康診断は **1ヶ月以内** に受診しましょう！

※以前の会社等で過去3ヶ月以内に健康診断を受診していればその診断結果を使用できます

■ 適性診断の受診 **3年間保存**

○ 初任診断（65歳未満）

当該事務所で初めて事業用自動車に乗務する前、過去3年以内に初任診断を受診したことがない方は初任診断を受診する必要があります。 ⚠️ 以前の会社等で過去3年以内に受診していても証明書がない場合は再度受診する必要があります。

○ 適齢診断（65歳以上）その後3年以内ごとに1回受診

65歳以上の方を雇い入れた場合は適齢診断を受診する必要があります。

→ 受診結果に基づき特別指導を行い、記録・保存しましょう。

適齢診断を受診することで初任診断は受診しなくても構いません。

雇い入れ時でなくても65歳以上の方は全員受診する必要があります。

○ 事故等を引き起こした者

特定診断Ⅰまたは特定診断Ⅱを受診しなければなりません。

添乗指導を除く6時間の事故惹起者教育を行い、記録・保存しましょう。

■ 初任運転者教育の実施 **3年間保存**

過去3年以内に事業用トラックでの運転経験のない方には初任運転者教育を行う必要があります。

○指導・監督指針12項目の座学 . . . **15時間**

○事業用トラックを運転させ
安全な運転方法を指導 . . . **20時間**

合計 **35時間**

合計 **35時間**以上の教育を実施し、記録・3年間保存が必要です。

※テキストで学習される方は全ト協のテキスト、国交省のマニュアルを推奨しております！（ネットで検索できます）

→ 座学15時間のうち12時間分が4月1日よりオンライン型学習システムにて受講いただけます。

滋賀県トラック協会HPにてご予約を開始いたします。

詳しくは別紙をご覧ください。